多摩スポーツセンター利用料金改定のお知らせ

1　改定理由

利用する方としない方との負担の公平性・公正性の確保のための取組として、利用料の見直しを行います。

2　改定対象

■ 施設専用利用料（大体育室・小体育室・研修室等）
■ 設備専用利用料（各種スポーツ器具・放送器具）
■ 個人利用料　　（スポーツデー・トレーニング室）
※駐車場料金の改定はありません。

3　改定日

令和９年４月１日（木）

≪経過措置≫
令和9年3月31日までに利用申請した場合、
実際の利用日が4月1日以降であっても、**改定前の料金**が適用されます。

4　改定例

	≪旧料金≫ 令和9年3月31日申請まで		≪新料金≫ 令和9年4月1日申請から
設備専用利用料 例：大体育室 （入場料無・全面・午前）	**7,620**	▶	**8,370**
個人利用料 例：トレーニング室 （18歳以上）	**240**	▶	**260**

多摩スポーツセンター　館長